

全建労発第37号
令和8年8月5日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔 公 印 省 略 〕

**石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散
及びばく露防止対策の徹底について（周知依頼）**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省及び環境省より、別添のとおり「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」周知の依頼がありました。

今回の通知は、令和8年7月28日に発生した熊本地震により被災した建築物等の解体・改修工事やがれき処理において、石綿等の飛散及び労働者へのばく露を防止するため、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づく対策を徹底するよう求めるものです。また、吹付け石綿等の損壊箇所への適切な対応、事前調査の確実な実施、関係法令に基づく届出の徹底などについても改めて示されております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

基安化発 0731 第 3 号
環水大管発第 2607312 号
令和 8 年 7 月 31 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)
環境省水・大気環境局環境管理課長
(公印省略)

石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の
徹底について（通知）

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により大きな被害が発生しており、今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、石綿の飛散や吹き付けられた石綿等が露出する可能性があることから、労働者へのばく露及び大気への飛散への対策を徹底する必要があります。

石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）に基づき、事業者は労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策を講じる必要があります。

特に、石綿則第 6 条により、吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等を行う作業場所（以下「石綿除去等作業場所」という。）をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離すること、石綿除去等作業場所に集じん・排気装置を設け排気を行うこと、石綿除去等作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること、石綿除去等作業場所及び前室を負圧に保つこと、作業開始後速やかに、又は集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他変更を加えたときは集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検すること、並びに作業開始前及び作業中断したときに前室が負圧であることを点検すること、これらの点検を行った場合で異常を認めたときは作業を中止して補修等必要な措置が、それぞれ義務付けられています。

また、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）では、特定粉じん排出等作業については、大防法施行規則第 16 条の 4 に定める作業基準に従って作業を行うことが義務付けられています。

つきましては、貴会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に御留意の上、安衛法及び大防法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

記

1 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の封じ込めや囲い込みの損壊等への対応について

吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等そのもの又はそれらの封じ込めや囲い込みを行っていた箇所が地震等の影響で損壊し、石綿等の粉じんが発散して労働者へのばく露のおそれが生じている事態を把握した場合は、石綿則第 10 条及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」※¹（平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針公示第 21 号。以下「指針」という。）及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」※²（令和 8 年 2 月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室。以下「マニュアル」という。）に基づく適切な対応を図ること。

2 事前調査の実施等の徹底について

被災建築物の解体等工事における事前調査について、石綿則第 3 条に基づく事前調査及び分析調査、第 4 条の 2 に基づく事前調査の結果等の報告、大防法第 18 条の 15 に基づく解体等工事に係る調査及び説明等について、それぞれ適切に実施すること。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査するか、石綿等が使用されているものとみなして適切な措置を講じた上で石綿の除去等の作業を行うこと。

なお、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器等の工作物の解体等工事における事前調査は、工作物石綿事前調査者講習を修了した者に行わせる必要があることに留意すること。

3 届出の確実な提出について

吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込みの措置

を講ずる場合は、安衛法第 88 条第 3 項あるいは石綿則第 5 条に基づく届出及び大
防法第 18 条の 17 に基づく届出を確実に実施すること。

4 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排
気装置の維持管理の徹底等について

吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排
気装置の保守点検については、指針及びマニュアルを参考に、維持管理の徹底等を
図ること。

5 石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業について

石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業においても、切断や破
砕作業により石綿が飛散するおそれがあることから、指針及びマニュアル等を参
考に、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ること。

※ 1 : 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等にお
ける業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 26 年 3 月 31 日付け技術
上の指針公示第 21 号）

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/kou_teki4.pdf

※ 2 : 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」
（令和 8 年 4 月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

※ 3 : 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第 4 版）」（令和 8 年 4 月 環
境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/hisanboushi-ver4.pdf>